

〈要旨〉

## メキシコ憲法が頻繁に改正される一因についての考察

——第27条および第123条の改正に関する連邦議会議事録の検討を通じて——

パトリシア・ロサレス＝シエラ

1917年に制定されたメキシコ憲法は、これまで400回以上に亘って改正されている。その原因としては、従来、制度革命党 (PRI) の一党支配 (1929～2000) が挙げられていたが、PRI 政権が終焉した2000年以降も、憲法の改正数があまり減らない以上、他の原因についても考える必要がある。社会・経済的な原因は勿論重要だが、近年のメキシコの憲法学説が指摘するのは、メキシコ憲法に内在する原因である。すなわち、憲法の中に一般原則のみならず、適用細則が盛り込まれた結果、頻繁な改正が、社会の変化や関連法令の改正との関係上、不可避になったというのである。一部の学者はさらに、頻繁な憲法改正は、憲法の安定性、および法律に対する優位を損なった、したがって細則を排除した新憲法を制定するべきである、とまで主張している。

しかし、このような学説は、改正結果 (憲法の文言の変更部分) を検討するのみで、改正に至るまでの連邦議会審議を検討していない。その結果、なぜ憲法改正が提案されたのか、どのように提案が正当化されたのか、十分に説明していない。そこで、本稿では連邦議会の憲法改正議事録を検討し、メキシコ憲法の頻繁な改正を理解・評価することを課題とした。但し議事録の量は膨大であるため、検討対象は、憲法条文中、適用細則をとりわけ多く含む、第27条 (農地改革) および第123条 (労働者の諸権利) に絞った。

検討の結果、二つの条文の改正理由は大別して三つあることが分かった。第一に、実施されていなかった細則を実施させるためである。第二に、時代の変化に応じて、従来なかった規定を盛り込むためである。第三に、時代状況あるいは関連法律と適合しなくなった細則を変更するためである。こうした結果は、適用細則の盛り込みが頻繁な改正の原因であるという、上記の学説を裏付けるものといえる。

頻繁な改正をどう評価するかという問題に関していえば、議事録を参照する限り、PRIおよび野党は、頻繁な改正が憲法の安定性、および法律に対する優位を損なう、といった問題意識を有していなかったようである。むしろPRIが強調したのは、頻繁な改正によって憲法が、変化するメキシコ社会の要請に適切に応えられるということである。

果たして、このPRIの主張が妥当であるのか、また憲法改正ではなく法令等の改正で十分ではなかったのか、これらの疑問に答えるためには、政治・経済・法律に関する実証的な研究が必要である。とはいえ、本稿の限定的な検討からも、さしあたり次の点は指摘できる。すなわち、同一の条項が実効性の欠如を理由にして幾度も改正されたり、法令改正の後追いという形で関連する憲法条文が変更されたりすることは、憲法の権威を弱め、それは、メキシコ革命の遺産としての憲法を重視していたPRIにとって、やはり望ましい事態ではなかったのではないかということである。いずれにせよ、今日のメキシコにおいては、最高規範としての憲法が求められるようになってきており、その観点からすると、憲法中に細則が多く含まれていることは問題といえるだろう。